

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示案 新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)  
 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質 (平成十八年十二月環境省告示第四百十八号) (抄)

改正案		現行	
<p>一 (略)</p> <p>二 令別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 令別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 令別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 令別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
<p>(1) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。)</p> <p>(2) アルキルトルエン(アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)</p> <p>(3) アルキルトルエンスルホン酸(アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。)</p> <p>(4) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩</p> <p>(5) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩のほう酸エステル</p> <p>(6) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほう酸エステル</p> <p>(7) 塩化アルミニウム及び塩酸の混合溶液</p> <p>(8) オクタメチルシクロテトラシロキサン</p> <p>(9) ぎ酸セシウム溶液</p> <p>(10) ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物(ジシクロペンタジエンの濃度が八十一重量パーセント以上八十九重量パーセント以下のものに限る。)</p> <p>(11) 三(三・五ジターシャリ)ブチルヒドロキシフェニルプロピオン酸</p> <p>四 アルキルエステル(アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る)</p>	<p>一</p> <p>二</p> <p>三</p> <p>四</p> <p>五</p> <p>六</p> <p>七</p> <p>八</p> <p>九</p> <p>一〇</p>	<p>一</p> <p>二</p> <p>三</p> <p>四</p> <p>五</p> <p>六</p> <p>七</p> <p>八</p> <p>九</p> <p>一〇</p>	<p>一</p> <p>二</p> <p>三</p> <p>四</p> <p>五</p> <p>六</p> <p>七</p> <p>八</p> <p>九</p> <p>一〇</p>

(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)
N メチルアニリン	ロライド)溶液 ポリ(ジアリルジメチルアンモニウムク	ドのオキシスルフィドモリブデン錯体	ポリオレフィンアミンこはく酸イミ											
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)
N メチルアニリン	ドのオキシスルフィドモリブデン錯体	ポリオレフィンアミンこはく酸イミ									
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

